

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証、限度額適用認定証および減額認定証の廃止について ～

◆令和6年12月2日より保険証、限度額適用認定証および減額認定証が廃止されます。

令和6年12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。

ただし、令和6年12月2日以降は、保険証の新規発行または紛失に伴う再発行はできなくなりますのでご注意ください。

【令和6年12月1日までの対応】

- 75歳になる方や障がい認定で加入される方は保険証が交付されます。
- 保険証等を紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場町民課3番窓口までお越しください。

【令和6年12月2日からの対応】

- 令和6年12月2日時点でお手元に保険証がない方には、保険証等は交付されません。下記①または②の対応となります。
- ①既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。
- ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、またはマイナンバーカード自体お持ちでない方には、申請いただかなくても「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です。

◆限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う変更点について

- ①マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分（現役Ⅰ～Ⅲ・一般ⅠまたはⅡ・区分ⅠまたはⅡ）はマイナポータルにて確認してください。
- ②「資格確認書」をお持ちの方は、役場町民課3番窓口で申請すると任意で「資格確認書」に負担区分の併記が可能です。

◆特定疾病療養費受療証について

厚生労働大臣が定める特定疾病（人工腎臓を実施する慢性腎不全など）の方に交付される「特定疾病療養受療証」については、令和6年12月2日以降も継続して交付します。

＜資格確認書とは＞

令和6年12月2日以降は、保険証が廃止になりますので、原則マイナ保険証で医療機関を受診することになります。ただし、マイナンバーカードを保険証利用するための登録をしていない方やマイナンバーカード自体をお持ちでない方には、お手元にある保険証が使える前に、申請いただくことなく「資格確認書」を交付させていただきます。この「資格確認書」で引き続き、医療を受けることができます。

（マイナンバーカードを紛失等した場合にも、申請により「資格確認書」を交付いたします）